**認定制度の見直しについて**

資料１

　平成27年６月18日付環境審議会答申を受け、「大阪府リサイクル製品認定制度」の見直しを実施する。

１－１　認定制度のスキームの変更

|  |
| --- |
| ・「より質の高いリサイクル」を促進するため、「繰返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、２段階の認定制度に変更。 |

＜検討事項＞

・「繰り返しリサイクルされている製品」として新たに設ける区分(第２段階区分)に係る
認定基準

・認定のながれ、運用開始時期

・第２段階区分の認定製品に係る名称及び認定マーク(案)

１－２　現在の対象製品の見直し

|  |
| --- |
| ・原料の循環資源について、回収・リサイクルを促進する仕組みが「法令により義務付け」もしくは「法令等により促進」されている製品については、回収・リサイクル・製品の利用を促進する仕組みの状況と、実際のリサイクル製品の利用の状況を確認して、認定制度による支援の必要性について判断する。・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取扱いを見直す。 |

＜検討事項＞

・「再生舗装材」の最新の製品利用状況を踏まえた、認定制度による支援の必要性

・制度見直しの周知及び経過措置、運用開始時期

１－３　認定制度の点検・評価

|  |
| --- |
| ・認定制度が、より質の高いリサイクルを促進する制度として適切に運用されているか、ＰＤＣＡサイクルによる点検・評価を行うため、認定事業者に毎年販売実績等の報告を求める。 |

＜検討事項＞

・認定事業者に対して求める販売実績等報告の内容

**⇒これらの検討を踏まえ、大阪府にて『大阪府リサイクル製品認定要領』
及び『「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領』を改正**